

下水道事業における 広域化・共同化の事例集

令和 7 年 3 月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道事業課

目 次

1	はじめに	1
2	広域化・共同化の概要	4
2.1	広域化・共同化の形態	4
2.2	広域化・共同化の検討主体	8
2.3	広域化・共同化の新規メニュー検討手順	9
2.4	広域化・共同化を推進する制度の概要	10
2.4.1	下水道法の協議会制度（協議の場）	10
2.4.2	地方自治法の共同処理制度（協議・執行の制度）	14
2.4.3	協議会制度の比較（下水道法、地方自治法）	14
2.5	計画の進捗管理	17
3	下水道事業の広域化・共同化に関する取り組み事例	21
3.1	広域連携事例の整理	21
3.2	掲載事例の抽出	23

<下水道事業の広域化・共同化の事例集【本編】>

事例①	北海道西天北地域 5 町	事例①-1
事例②	北海道旭川市ほか 5 町	事例②-1
事例③	秋田県および県内市町村	事例③-1
事例④	秋田県、秋田県湯沢市、羽後町、日本下水道事業団	事例④-1
事例⑤	宮城県及び吉田川流域 4 市町村	事例⑤-1
事例⑥	山形県新庄市ほか 6 町村	事例⑥-1
事例⑦	栃木県及び栃木県内市町	事例⑦-1
事例⑧	埼玉県	事例⑧-1
事例⑨	東京都	事例⑨-1
事例⑩	長野県下水道公社および県内市町村	事例⑩-1
事例⑪	石川県石川中央都市圏	事例⑪-1
事例⑫	奈良県斑鳩町、三郷町、平群町、日本下水道事業団	事例⑫-1
事例⑬	大阪府南河内 4 市町村	事例⑬-1
事例⑭	岡山県津山市、鏡野町、美咲町	事例⑭-1
事例⑮	岡山県矢掛町、笠岡市	事例⑮-1
事例⑯	愛媛県松山市、砥部町	事例⑯-1
事例⑰	福岡県北九州都市圏域 17 市町	事例⑰-1

事例⑱	長崎県および県内下水道事業実施市町	事例⑱-1
事例⑲	長崎県波佐見町、東彼杵町	事例⑲-1
事例⑳	石川県津幡町等	事例㉑-1
事例㉑	長崎県長崎市等	事例㉑-1
事例㉒	東京都・八王子市	事例㉒-1
事例㉓	神奈川県・小田原市	事例㉓-1
事例㉔	石川県・白山市	事例㉔-1
事例㉕	愛知県・豊田市、岡崎市、安城市、西尾市、知立市	事例㉕-1
事例㉖	愛知県	事例㉖-1
事例㉗	奈良県橿原市、大和高田市	事例㉗-1
事例㉘	羽咋市、志賀町、宝達志水町、羽咋郡市広域圏事務組合	事例㉘-1
事例㉙	愛知県、幸田町	事例㉙-1

<下水道事業の広域化・共同化の事例集【概要版】>

1 はじめに

人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化など、下水道をとりまく事業環境は一層厳しさを増し、加えて既存ストックの大量更新など多くの課題を解決する必要に迫られています。広域化・共同化施策は、これらの課題を解決する抜本的手段の一つです。

国土交通省では、これまでも、流域下水汚泥処理事業による下水汚泥の集約処理や、汚水処理施設共同整備事業（MICS）による下水道と集落排水施設等が共同で利用できる施設の整備等、広域化・共同化の取組みを実施してきました。また、平成 27 年の下水道法改正では、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場としての協議会制度を創設し、広域化の取組を支援しているところです。

一方、平成 29 年 8 月に策定された「新下水道ビジョン加速戦略」では、重点項目の 1 つとして「汚水処理システムの最適化」を掲げ、その中で「役割分担・施設規模・執行体制の最適化（広域化・共同化）」を基本的な施策としています。

さらに、平成 29 年 12 月に決定された「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月決定）において、「令和 4 年度までの広域化・共同化を推進するための目標」が設定されたことを受けて、平成 30 年 1 月 17 日には、総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名で「令和 4 年度までに都道府県単位で広域化・共同化計画を策定する」ことが要請されました。

これらを背景に、令和 4 年度末までに全 47 都道府県で広域化・共同化計画が策定され、令和 5 年度より広域化・共同化計画は本格的な実施段階に移行しました。今後、地方公共団体は使用料収入の減少、執行体制の脆弱化、施設老朽化等の課題解決に向け、広域化・共同化計画に定めた各種事業の推進に取り組んでいくこととなります。

国土交通省の平成 28 年度の調査によると、下水道事業において広域化・共同化を実施している事例は約 460 事例あり、特に、地方自治法上の「事務の委託」を活用し、隣接する団体に汚水処理を委託している事例が最多となっていました。その他、下水道法協議会制度を活用した事務の共同化や、災害時 BCP 等の各種計画の共同策定の事例もありました。

下水道事業の持続性を確保するため、行政界を越えた複数の地方公共団体間における広域化・共同化を一層図っていくことが期待されています。

本事例集では、平成 30 年度に先進的な 20 件の取組事例を公表して以降、令和 6 年度までに 7 件の新規事例を追加と、事例の時点修正を行ってきました。事例集は、今後のさらなる広域化・共同化の推進に向けて、先進的な取組事例を追加・更新することで、各地方公共団体における下水道事業の執行体制強化に向けた広域化施策の参考として頂くことを目的としています。

表 1-1 広域化・共同化事例集の変遷（１）

広域化・共同化事例集	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事例① 北海道西天北地域 5 町	●						■
事例② 北海道旭川市ほか 5 町	●					■	
事例③ 秋田県および県内市町村	●					■	
事例④ 秋田県、秋田県湯沢市、羽後町、 日本下水道事業団	●						■
事例⑤ 宮城県及び吉田川流域 4 市町村	●						■
事例⑥ 山形県新庄市ほか 6 町村	●					■	
事例⑦ 栃木県及び栃木県内市町	●						■
事例⑧ 埼玉県	●						■
事例⑨ 東京都	●						■
事例⑩ 長野県下水道公社および県内市町村	●						■
事例⑪ 石川県石川中央都市圏	●						■
事例⑫ 奈良県斑鳩町、三郷町、平群町、 日本下水道事業団	●						■
事例⑬ 大阪府南河内 4 市町村	●					■	
事例⑭ 岡山県津山市、鏡野町、美咲町	●						■
事例⑮ 岡山県矢掛町、笠岡市	●						■
事例⑯ 愛媛県松山市、砥部町	●						■
事例⑰ 福岡県北九州都市圏域 17 市町	●						■
事例⑱ 長崎県および県内下水道事業実施市町	●						□
事例⑲ 長崎県波佐見町、東彼杵町	●						■
事例⑳ 石川県津幡町等	●						□
事例㉑ 長崎県長崎市等			●				■
事例㉒ 東京都・八王子市					●		■
事例㉓ 神奈川県・小田原市					●		■
事例㉔ 石川県・白山市					●		■
事例㉕ 愛知県・豊田市、岡崎市、安城市、 西尾市、知立市						●	

●：事例追加

■：事例更新

□：確認済未更新

表 1-2 広域化・共同化事例集の変遷（2）

広域化・共同化事例集	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事例②⑥ 愛知県						●	
事例②⑦ 奈良県橿原市、大和高田市						●	
事例②⑧ 羽咋市、志賀町、宝達志水町、 羽咋郡市広域圏事務組合							●
事例②⑨ 愛知県、幸田町							●

●：事例追加

■：事例更新

□：確認済未更新

2 広域化・共同化の概要

2.1 広域化・共同化の形態

下水道事業における広域化・共同化には、ハード連携として「施設の共同化・統廃合」、ソフト連携として「維持管理の共同化」及び「事務の共同化」の3つの形態があります。

1) 施設の共同化・統廃合【ハード連携】

近隣の処理施設を統廃合することにより、施設更新や維持管理に係るコストを低減でき、また、従来より少人数で施設管理を行うことが可能となります。特に、人口減少に伴う施設の稼働率低下への有効な対策となります。

施設の共同化・統廃合のイメージは図 2-1 のとおりです。

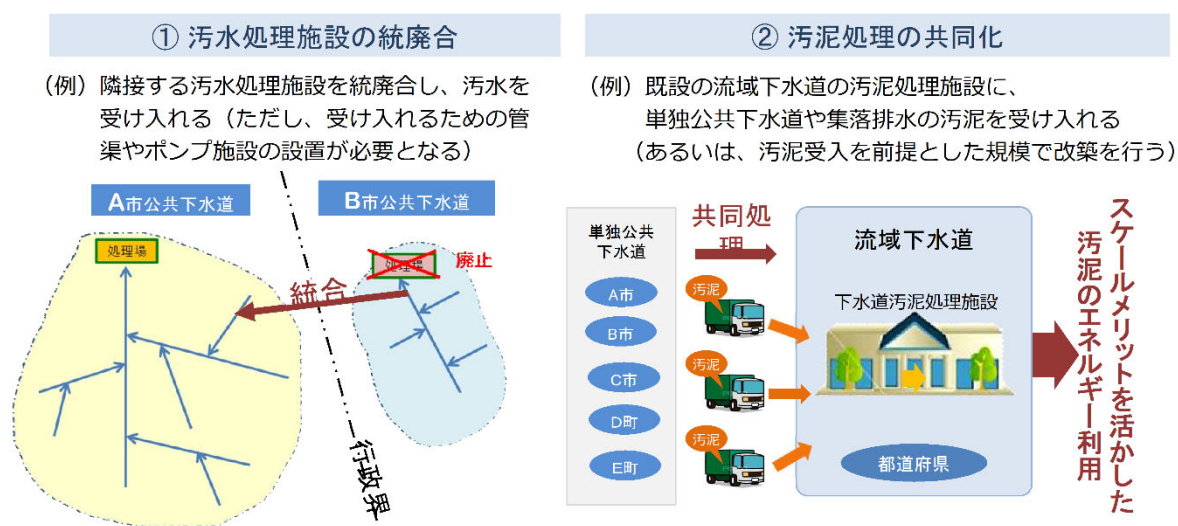


図 2-1 施設の共同化・統廃合のイメージ

汚水処理施設の統廃合では、行政界を越えてA市に隣接するB市が、汚水処理施設を廃止し、A市に汚水処理を委託します。この際、B市の汚水を受け入れるための管渠やポンプ施設が必要となり、A市とB市の間で費用負担等の取り決めを行うこととなります。また、後述する事例集では、②北海道旭川市ほか、⑭岡山県津山市ほか、⑮岡山県矢掛町ほか、⑯愛媛県松山市ほか、⑳東京都八王子市、㉑神奈川県小田原市を整理しました。

そのうち、⑯愛媛県松山市と砥部町の事例では、図 2-2 に示すとおり、松山市から砥部町への事務の委託による（団地汚水処理）、汚水処理の共同化を検討しています。

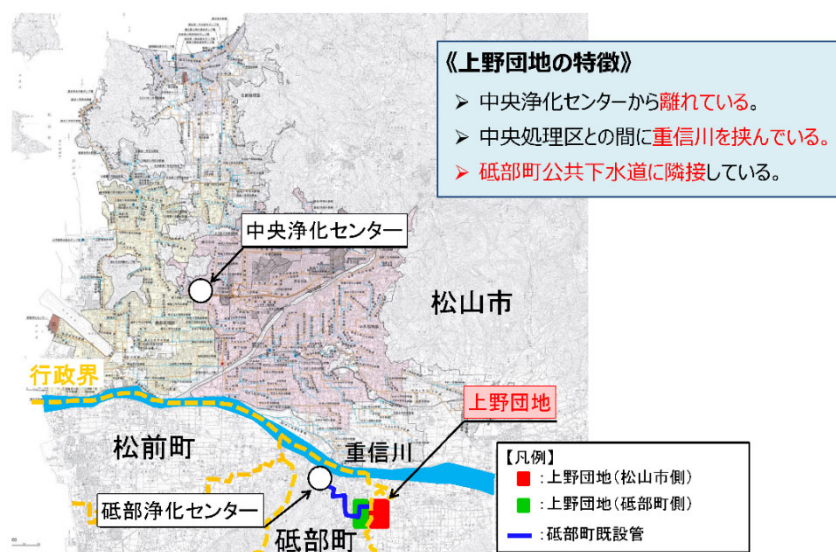


図 2-2 汚水処理の共同化の事例（事例⑬：愛媛県松山市・砥部町）¹

また、汚泥処理の共同化では、都道府県が管理する流域下水道の汚泥処理施設に、単独公共下水道や集落排水等の汚泥を受け入れ共同処理します。これにより、スケールメリットを活かした汚泥のエネルギー利用も可能となります。事例集では、③秋田県、⑧埼玉県、⑨東京都流域・区部、⑬長崎県、⑯石川県津幡町、⑰石川県白山市ほかを整理しました。

このうち、⑬長崎県の事例では、図 2-3 に示すとおり、長崎県が管理する大村湾南部浄化センターに周辺 3 市の単独公共下水道から発生する下水汚泥を受け入れ、併せて消化ガス発電設備の導入を行うことによる汚泥のエネルギー利用を検討している事例です。

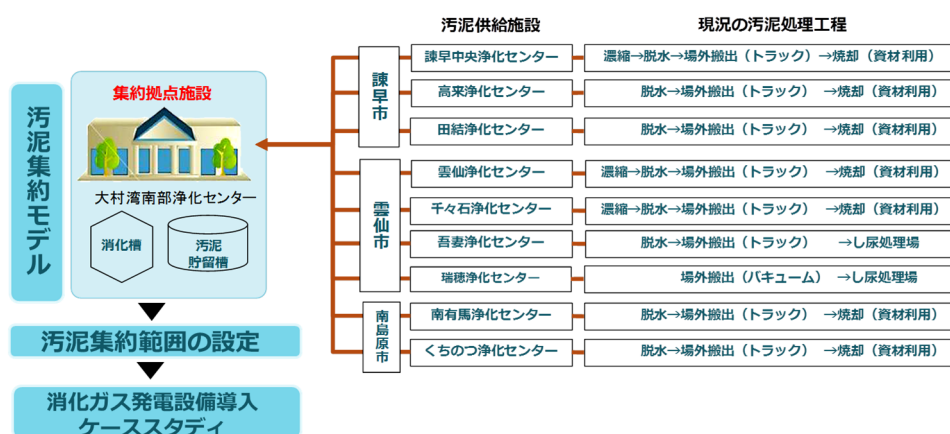


図 2-3 汚泥処理の共同化の事例（事例⑭：長崎県）²

¹ 愛媛県松山市下水道部下水道政策課

² 長崎県環境部水環境対策課

2) 維持管理の共同化【ソフト連携】

複数市町村で処理場の運転管理業務や日常保守点検業務等を共同発注することにより、水質試験、薬品等の集約管理によるコスト削減や、少人数での施設管理を実現できます。事例集では、⑤宮城県、⑥山形県新庄市ほか、⑩長野県下水道公社ほか、⑬長崎県波佐見町ほか、⑭長崎市ほかを整理しました。

このうち、⑥山形県新庄市ほか 6 町村の事例では、図 2-4 に示すとおり、新庄市浄化センターを中核処理場として、周辺 6 町村の処理場を光回線で結び、遠方監視を行っています。中核処理場に巡回点検班をおき、定期的な巡回・保守点検を実施することにより、少人数での施設維持管理を可能とした事例です。

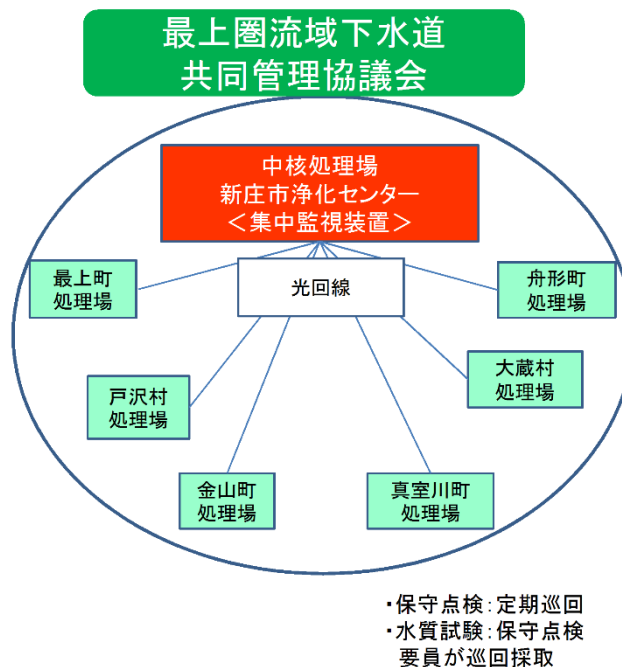


図 2-4 維持管理の共同化の事例（事例⑥：山形県新庄市ほか 6 町村）³

³ 山形県新庄市上下水道課

3) 事務の共同化【ソフト連携】

使用料徴収や滞納管理、会計処理、下水道台帳管理、水洗化促進等の事務処理を共同化することにより、職員の業務負担を軽減させることが可能となります。事例集では、①北海道西天北地区、④秋田県・JS ほか、⑦栃木県、⑪石川中央都市圏域、⑫奈良県斑鳩町ほか、⑬大阪府南河内 4 市町村、⑮北九州都市圏域、を整理しました。

⑬大阪府南河内 4 市町村では、図 2-5 に示すとおり、「行政権の執行を伴わない事実行為」について、民事上の委託契約を活用し、取り組みやすい事務から共同化を開始しています。また、広域化手法の共同研究を通じ、さらなる事務の共同化を進めようとしています。

平成30年4月開始

		短 期	中 期	長 期	摘 要
広域化の段階		法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
広域化の手法	共同研究 (基本協定)	業務継続計画(BCP) 緊急対応(非常時) 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整			課題検討・研究会を定期的に開催
	民事上の委託 (基本協定)& (個別委託契約)	水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃	各種計画・工事設計 各種システム構築 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理(通常時対応、合 特対象) 維持管理(異常時の対応案 内、ハザードマップ等) MPの維持管理	富田林市に 業務を集約
	事務の委託 (事務委任規約)		排水設備指定業者登録	排水設備 占用、開発協議 計画・調査	富田林市に 事務を委託

図 2-5 事務の共同化の事例(事例⑬大阪府南河内 4 町村)⁴

※契約方法の例

維持管理や事務の共同化を実施する場合の契約方法の例を図 2-6 に示します。①下水道公社や日本下水道事業団等の公的機関を介する場合、②中核市等を介する場合、③複数市町村が民間に一括発注する場合等が考えられます。

維持管理の共同化の事例として挙げた事例⑥山形県新庄市ほか 6 町村の場合は、図 2-6 の「②中核市等を介する場合」を採用し、新庄市が周辺 6 町村から事務の委託を受けて維持管理の共同化を実施しています。

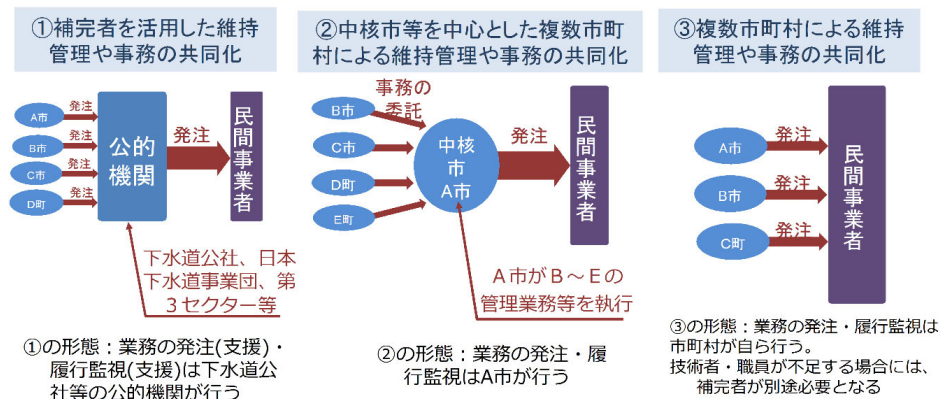


図 2-6 維持管理の共同化・事務の共同化における事業スキーム（例）

⁴ 大阪府富田林市下水道課

2.2 広域化・共同化の検討主体

広域化・共同化の検討主体には、以下の4つがあります。①都道府県が主体的に県内市町村の広域連携の取組みを促進するもの、②政令市や連携中枢都市が周辺市町村との広域連携を促進するもの、③同規模市町村同士が各々をパートナーとして広域連携に取り組むもの、④第三者機関による技術補完等を介し、広域連携を実現するものがあります。

広域化・共同化の検討主体

(1) 都道府県主導の広域連携

都道府県は、県内団体の現状や課題を広域的な立場から把握しており、主導的に広域化・共同化を促進しやすい立場にあります。都道府県主導で必要性の高い地域を中心に取組みを主導するものです。

【取組み事例：秋田県、埼玉県、長崎県、愛知県 等】

(2) 大都市もしくは連携中枢都市主導の広域連携

地域の中核となる市町村（政令市、連携中枢都市等）が主導し、周辺市町村との広域連携を促進するものです。

【取組み事例：福岡県北九州市、石川県金沢市、愛知県豊田市ほか4市 等】

(3) 同規模都市同士の広域連携

個別の広域化・共同化へのニーズがある、あるいは危機意識の高い市町村において、日頃交流のある周辺の市町村等をパートナーとして、広域連携に取り組むものです。

【取組み事例：大阪府南河内4市町村、長崎県波佐見町・東彼杵町 等】

(4) 第三者機関を介した広域連携

下水道公社、日本下水道事業団、政令市等が出資する第3セクターが技術的な監理を行い、広域連携を実現するものです。

【取組み事例：長野県下水道公社、日本下水道事業団 等】

2.3 広域化・共同化の新規メニュー検討手順

広域化・共同化をゼロから検討している福岡県北九州都市圏域 17 市町における検討手順、及び事務の共同化に特化して広域化・共同化を検討している大阪府南河内 4 市町村における検討手順の事例を図 2-7 に示します。

北九州都市圏域 17 市町の場合は、広域化・共同化の議論の土台づくりから検討が始まり、周辺団体の業務執行状況や強み・弱み等の情報を共有し、アンケート調査やグループディスカッションにより、取り組み可能な広域化・共同化の施策案を抽出しました。その施策案に対して、広域連携効果等の整理を行った後、連携グループごとに詳細検討を行いました(図 2-7: 左)。

一方、大阪府南河内 4 市町村の場合は、事務の共同化を行う方針が定まっていたため、共同化対象業務の洗い出しから始めました。抽出された事務項目ごとに、共同化に向けた課題の解決策等を検討し、短期・中期・長期のロードマップを作成しました。

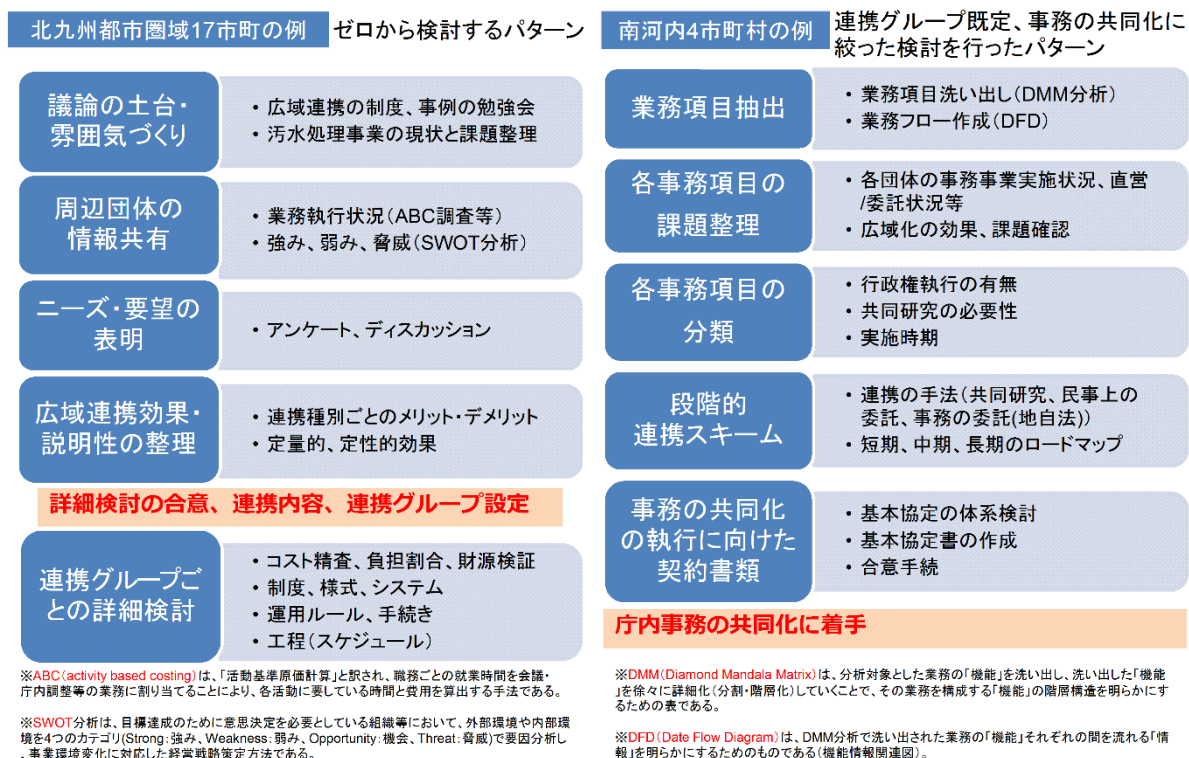


図 2-7 広域化・共同化の検討方法の具体例⁵
(左：北九州都市圏域 17 市町、右：大阪府南河内 4 市町村)

⁵ 福岡県北九州市下水道計画課、大阪府富田林市下水道課

2.4 広域化・共同化を推進する制度の概要

2.4.1 下水道法の協議会制度（協議の場合）

平成 27 年 7 月に施行された改正下水道法（第 31 条の 4）において、複数の下水道管理者同士が広域的な連携を図るきっかけ作りの協議の場として「協議会制度」が創設されました（図 2-8）。

下水道法

（協議会）

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

図 2-8 下水道法協議会（条文）

地方自治法の協議会制度と異なり、議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、日本下水道事業団、下水道公社等の参画も可能となります。連携の方向性や役割分担についての具体的な方策を協議する場として活用できる簡便な制度です。

下水道法協議会で広域連携の方策や方向性を定めたのちに、必要に応じて地方自治法の共同処理制度を活用するなどして事業を執行することになります。

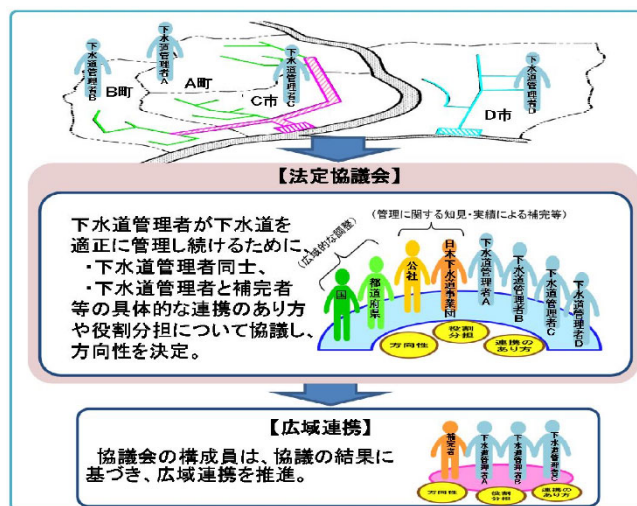


図 2-9 下水道法協議会の概要

なお、令和2年度末時点の下水道法協議会の設立事例は以下の6事例となっています。

(1) 大阪府南河内4市町村（富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村）

：南河内4市町村下水道事務広域化協議会⁶

平成28年8月5日に全国初の協議会を設置し、事務の広域化を検討している事例です。平成30年4月より、共同研究等の下水道事務の共同化を進めていくこととなりました。

● 構成員

富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、国土交通省近畿地方整備局、大阪府日本下水道事業団近畿・中国総合事務所（アドバイザー）

● 事務局

富田林市下水道課

● 検討内容

①下水道事務の共同化

②災害時対応への取組み【第2分科会】

③市町村事業支援【第3分科会】

（共同処理化の一層の推進 等）

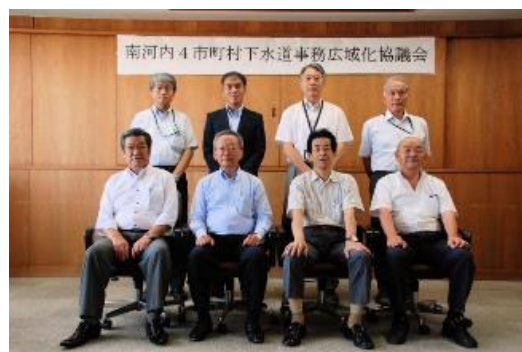


図 2-10 第1回協議会の様子

(2) 埼玉県：下水道事業推進協議会（通称：三者協議会）⁷

平成28年11月25日に埼玉県、県内56市町村、一部事務組合、埼玉県下水道公社が全国2例目の協議会を設置し、経営管理、災害対応への取組み、下水汚泥の共同処理を検討している事例です。

● 構成員

埼玉県、県内全56市町、
（公財）埼玉県下水道公社

● 事務局

埼玉県下水道局下水道管理課

● 検討内容

①経営管理【第1分科会】

②災害時対応への取組み【第2分科会】

③市町村事業支援【第3分科会】

（共同処理化の一層の推進 等）



図 2-11 災害時対応への取組み（災害訓練）の様子

⁶ 大阪府富田林市下水道課

⁷ 埼玉県下水道局下水道管理課

(3) 長崎県：「ながさき下水道連携協議会」⁸

平成 29 年 3 月 17 日に長崎県、県内下水道管理者が、全国 3 例目の協議会を設置し、汚泥の共同処理等について検討している事例です。

- 構成員

国土交通省九州地方整備局、長崎県、
県内全 16 市町

- 事務局

長崎県環境部水環境対策課

- 検討内容

- ① 下水汚泥の共同処理
- ② 維持管理の共同化
(業務一括発注)
- ③ 事務の共同化 等

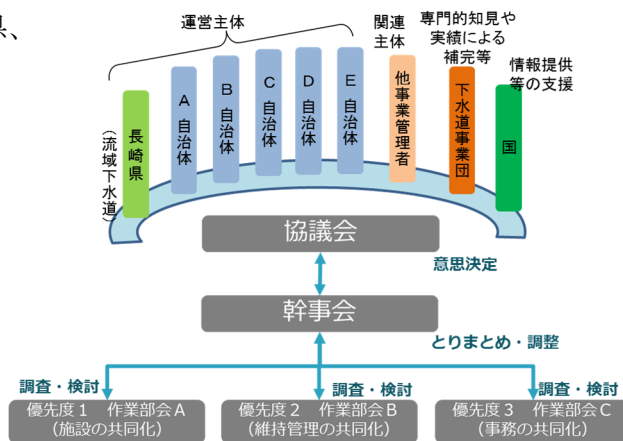


図 2-12 ながさき下水道連絡協議会の運営体制

(4) 兵庫県：「兵庫県生活排水効率化推進会議」⁹

平成 29 年 8 月 29 日に兵庫県、県内市町、事務組合等が、全国 4 例目の協議会を設置し、施設の共同化・統廃合等について検討している事例です。

- 構成員

国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、県内全 41 市町、
1 事務組合、JS 等支援団体（オブザーバー）

- 事務局

兵庫県県土整備部土木局下水道課

- 検討内容

- ① 同一市町内での施設統廃合の更なる促進
- ② 市町を跨る施設の共同化・統廃合
- ③ 広域化・共同化（維持管理・事務）
- ④ 技術支援方策の活用及び拡充
- ⑤ 効率化に向けた啓発、情報提供 等



図 2-13 協議会の様子

⁸ 長崎県環境部水環境対策課

⁹ 兵庫県県土整備部下水道課

(5) 秋田県「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」¹⁰

令和元年5月28日に秋田県、県内市町村、一部事務組合等が、全国5例目の協議会を設置し、生活排水処理に関する協働事業の計画立案及び事業の円滑な推進について検討している事例です。

- 構成員
秋田県、県内全25市町村、7一部事務組合
- 事務局
秋田県建設部下水道マネジメント推進課
- 検討内容
 - ① 生活排水処理構想の見直し
 - ② 広域化・共同化計画の策定及び開催施策の検討及び調査委
 - ③ 汚水の広域処理及び利活用に関する検討及び調整 等

(6) 香川県「香川県汚水処理事業効率化協議会」¹¹

令和2年6月1日に香川県、県内市町村、一部事務組合等が、全国6例目の協議会を設置し、処理場の統廃合、維持管理運営の共同化等について検討している事例です。

- 構成員
香川県、県内全17市町村、3事務組合
- 事務局
香川県土木部下水道課
- 検討内容
 - ①汚水処理に係る広域化・共同化計画
 - ② ①で策定した計画と香川県全県域生活排水処理構想との調整 等

(7) 逗子市・葉山町汚水処理の広域化・共同化可能性検討協議会¹²

令和4年4月に逗子市と葉山町等が、全国7例目の協議会を設置し、汚水処理施設の統廃合について検討している事例です。

- 構成員
逗子市・葉山町
- 検討内容
 - ① 汚水処理に係る広域化・共同化計画
 - ② 効果と実現可能性検討・合意形成 等

¹⁰ 秋田県建設部下水道マネジメント推進課

¹¹ 香川県土木部下水道課

¹² 神奈川県逗子市、神奈川県葉山町

2.4.2 地方自治法の共同処理制度（協議・執行の制度）

地方公共団体同士が連携して事業を執行するためには、地方自治法の共同処理制度を活用する手法が一般的です。本制度を活用せずとも何らかの契約（準委任契約）を結ぶことにより事実行為の執行は可能となりますが、地方自治法制度の特徴は、「権限・責任の移行を伴うことができる」点にあります。地方自治法の共同処理制度の概要を表 2-1 に示します。

技術補完を必要とする団体が、技術的な監理業務まで含めて他団体に委任することが可能となる点で、通常の準委任契約とは異なる効果を生むことができます。

地方自治法の広域化・共同化の制度は、法人の設立を要しない簡便な仕組みとして協議会、事務の委託、機関等の共同設置があり、法人の設立を要する仕組みとして一部事務組合、広域連合があります。これら従来からの制度に加え新たに、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 26 年 11 月 1 日施行）において、連携協約、事務の代替執行が創設されています。

また、その他の共同処理方式として、指定管理者制度、公の施設の区域外設置があります。

2.4.3 協議会制度の比較（下水道法、地方自治法）

下水道法「協議会」と地方自治法「協議会」の違いを表 2-2 に示します。

地方自治法「協議会」は、①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画策定協議会の 3 種に分類され、設置にあたっては、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、設置した旨を告示し、都道府県知事または総務大臣に届け出る必要があります（ただし、連絡調整協議会の場合は、議会の議決は不要）。

一方、下水道法協議会は、議会の議決のほか都道府県知事や大臣への届け出も不要です。

表 2-1 地方自治法の共同処理制度一覧

制度	制度の概要	法人格	具体例	メリット	デメリット
1.協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。		処理場運転管理、水質試験を複数の団体に共同実施するための協議会（他10事例）。	➤ 議会や管理者の設置を要しない簡素で効率的な方式。 ➤ 組織する団体が各々の主体性を維持したまま広域的な事務処理が可能。	➤ 意思決定が会議で行われるため、迅速な決定が困難。 ➤ 財産保有等、法人格が必要となる事務処理ができない。 ➤ 責任の帰属が第一義的に問われる事務には向かない。
2.事務の委託	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を他の地方公共団体に委ねる 制度。		他の地方公共団体から委託を受け維持管理等を実施。（事例多数）	➤ 執行が受託側に一元化されるため責任の所在が明確。	➤ 対象事務の権限・責任が受託側に移動するため、委託側は当該事務についての権限を行使できない。 ➤ 受託側は一定の委託金収入のもと、対象事務に関する責任を負う。
3.一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	あり	複数の地方公共団体の一部事務組合を設立し、汚泥処理施設の設置及び管理を実施。	➤ 法人格を有するため財産の保有や職員の採用が可能。 ➤ 責任の所在が明確。 ➤ 複数の事務を共同処理することも可能。 ➤ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。	➤ 構成団体から事務処理権限が除外される（主体性が維持できない）。 ➤ 構成団体が増加するほど、迅速な意思決定が困難となる。 ➤ 運営や存在が住民から見えにくい。
4.広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	あり	複数の地方公共団体の広域連合を設立し、汚泥の共同処理を実施。	- 一部事務組合に掲げたメリットのほか、 ➤ 国や県から直接権限移譲が可能。 ➤ 住民からの直接請求が可能。 ➤ 組織や施設を安定的に管理運営することが可能。	
5.機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。		・下水道事例なし ・介護保険、公正委員会、福祉にて多数事例あり。	➤ それぞれの団体にとって共通の機関等となるため権限の移動を伴わない（各団体の主体性維持）。	➤ それぞれの団体の機関等となるため、それぞれの議会への対応などに配慮が必要。
6.連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての 基本的な方針及び役割分担を定める ための制度。		・下水道事例なし ・連携中枢都市圏形成	➤ 連携協約を締結することにより、首長の交代等があっても団体間で安定的、継続的に連携することが可能。	
7.事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の 管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる 制度。		・下水道事例なし ・他の地方公共団体の水道料金徴収等に関する事務を代替執行。	➤ 対象事務の権限・責任が委託側に残る。	➤ 執行権限・責任が委託側に残るため、責任の所在が不明確。

表 2-2 下水道法「協議会」と地方自治法「協議会」の違い

区 分	できること	留意点	責任及び権限	設置の際の手続き	規約の策定
協議会 (下水道法)	○広域連携による下水道の管理の効率化に関する協議 (⇒協議が調った事項については、協議結果を尊重しなければならない)	—	法律行為を規定しない	特になし	必要
管理執行協議会 (地方自治法)	○事務の一部を共同して管理(※)及び執行(発注や監督管理等の法定行為等) ※ 運転監視及び保守点検 ・汚泥処理 ・水質試験 等 (⇒関係団体又はその長その他の執行機関の名において管理及び執行する)	○下水道施設の設置、改築等の事実行為の管理及び執行等はできない	協議会が関係団体又は関係団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は連帯責任	①関係団体の事実上の協議 ②議会の議決 ③関係団体の法定上の協議 ④総務大臣又は都道府県知事に設置の届出 ⑤告示	必要
連絡調整協議会 (地方自治法)	○事務の管理及び執行に関しての連絡調整 ┌ ・下水道施設の設置、改築及び維持管理に関する役割分担や費用負担 ・流域下水道の円滑かつ効率的な推進 等	—	管理執行協議会と同じ	①関係団体の事実上の協議 ②関係団体の法定上の協議 ③総務大臣又は都道府県知事に設置の届出 ④告示	必要
計画作成協議会 (地方自治法)	○広域にわたる総合的な計画の共同作成 ┌ ・流域下水道の円滑かつ効率的な推進に関する計画 ・広域管理構想 等 (⇒関係団体は当該計画に基づいて事務を処理しなければならない)	—	管理執行協議会と同じ	管理執行協議会と同じ	必要

2.5 計画の進捗管理

令和 4 年度末の計画公表時点においては、ハード対策による污水处理施設の廃止数は約 2,000 施設、汚泥処理の共同化は約 120 メニューが予定され、ソフト対策は約 780 メニューが計画されています。

ハード対策メニューには、他部署所管や他市町村など多様な関係者との協議・調整が必要になる場合があります。また、処理場規模の大きな施設同士の統廃合に際しては、統廃合にかかる接続管きよの整備や水処理施設の増設等により計画期間が長期となる場合があります。

ソフト対策メニューにおいても、都道府県内すべての市町村が参加するものもあり、様々な関係者との協議・調整が必要となる場合があります。

広域化・共同化計画を着実に推進するために、都道府県は、市町村と協力して、広域化・共同化計画に基づく各種取組について、以下に示すような視点で個別メニューの進捗状況を把握することが重要となります。

表 2-3 進捗管理の視点（例）

視点の区分	進捗管理の視点（例）
計画全体の進捗状況	- 具体的な施策目標を示されたメニューの進捗状況 - 個別メニューの内、検討を開始、事業を開始した施策等の進捗状況の割合
取組の実施体制	- 個別メニューごとの参加市町村・団体数 - 取組主体の組織、体制 - 目的や期待される効果の共有 (個別メニューの目的や期待される効果が参加者に相互に共有され、同意のうえで取り組んでいるか) - 取組に対する醸成
個別メニューの状況	- 個別メニューの進捗状況 ※（合意形成が終わった、事業着手したもの、事業開始したもの） ※（污水处理施設の統廃合、デジタル化、PPP） - 各メニューで事業化を断念したもののメニュー数、その理由 - 当該年度の状況と前年度からの進捗度合い - 事業実施までの見通し、ロードマップの共有 - ストックマネジメント計画等の関連計画との整合性の確認
新たな個別メニューの状況	現計画に記載がなく新たに追加されたメニューの有無
その他	- 利害関係者、住民など様々な関係者への周知 - 関連する法令の遵守

国交省では、計画に定められたメニューの個別進捗状況の把握や各都道府県全体の進捗度合いを確認し、進捗管理することを目的とした「広域化・共同化計画進捗管理表」を作成しています。

この進捗管理表は、当該年度分のメニュー別の取組状況を入力するフォーマット（図 2-14 参照）と、進捗管理指標を含む広域化・共同化計画メニュー全体の進捗が管理可能なフォーマット（図 2-15 参照）からなり、表 2-4 に示すメニューの進捗評価基準（案）に基づき、共通化されるプロセス（検討開始・合意形成・事業着手・事業開始）を用いて、経年的な進捗状況を管理・評価するものです。

表 2-4 広域化・共同化計画進捗管理表の進捗評価基準（案）

メニューの 進捗評価	進捗状況	内容
D	検討開始	ハード対策：基礎調査、可能性調査、事業スキームの検討 ソフト対策：業務内容、活動内容、システム仕様等の検討
C	合意形成	ハード対策：合意形成、地方自治法等法律上の手続き、事業計画の変更 ソフト対策：合意形成、地方自治法等法律上の手続き、庁内事務手続き
B	事業着手	ハード対策：予算要望、基本設計、実施設計、施設建設開始 ソフト対策：維持管理業務の共同発注手続き、システム構築手続き
A	事業開始	ハード対策：統廃合完了、供用開始 ソフト対策：維持管理業務の共同発注、事務の共同化開始

都道府県	北海道
年度	R5
現行計画公表年度	R5
統廃合計画地区数	9
統廃合完了地区数	8
連携メニュー数	16
未着手	3
事業中	9
完了	4

	: 選択箇所
	: 昨年度実績の入力箇所
	: 手入力の入力箇所
	: 入力の必要のない箇所

分類	a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村・団体等	c.実施主体	d.取組時期			e.メニューの進捗評価	f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし 該当するものを選択	g.デジタル化の推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	h.PPP/PFIの推進 に関わる取組に該当 該当する場合：1	i. R5に実施した取組 取組を中止した理由	j.来年度の取組予定
					短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）						
					（R5～R9）	（R10～R14）	（R15～R34）	R5					
ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	可能性調査	○				
	汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	地方自治法手続き	△	1			
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	施設建設	×	1			
	汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置（PPP/PFI）	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施	供用開始					
ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（管渠）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画（施設）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手		1			
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化（処理場）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討		1			
	維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化（管渠）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		業務内容の検討					
	台帳システムの共同化	設備台帳（処理施設、ポンプ場）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		システム仕様等の検討					
	台帳システムの共同化	施設台帳（管渠）	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始		未着手					
	人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施			活動内容の検討					
	下水道PR・広報活動の共同化	PRイベントの開催、 下水道の接続促進・啓発活動	〇〇〇、×××	×××	PR活動の継続、流域下水道に よる年1回の下水道展など	接続促進業務の 共同委託		合意形成					
	災害時対応の共同化	BCPの策定	〇〇〇、×××	×××	広域BCPの策定、 共有資器材リストの作成及び 共同購入			業務開始					
	災害時対応の共同化	災害時合同訓練の実施	〇〇〇、×××	×××	BCPに基づいた合同訓練の 開催			業務開始					
	庁内事務の共同化	排水設備指定工事業者 の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務開始					
	計画・調査委託の共同発注	責任技術者の事務の一元化	〇〇〇、×××	×××	実施体制の検討	共同化の実施		業務発注手続き					
	デジタル化の推進に関わる計画メニュー数										2		
PPP/PFIの推進に関わる計画メニュー数													

図 2-14 進捗管理表の使用イメージ（入力シート）

分類	a.広域的な連携メニュー		b.参加市町村 団体等	c.実施主体	d.取組時期			f.取組時期に対する進捗状況 ○ 予定通り、△ 予定未達、× 進捗なし (R10～R14)	f.デジタル化の推進に関 わる取組に該当	g.PPP/PFIの推進に関 わる取組に該当	h.メニューの進捗評価					i.当該年度(R5)に実 施した取組	j.来年度の取組予定
					短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)				短期						
											R5	R6	R7	R8	R9		
計画メニュー	ハード	汚水処理施設の統廃合	集落排水施設の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	○			D					
		汚水処理施設の統廃合	し尿処理場の統廃合	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	△	1		C					
		汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	〇〇〇、×××	〇〇〇	接続検討 関係機関協議	関係機関協議 計画変更、設計、施工	広域化の実施	×	1		B					
		汚泥処理の共同化	汚泥集約処理の設置 (PPP/PFI手法)	〇〇〇、×××	〇〇〇	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始	広域化の実施				A					
	ソフト	計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					未着手					
		計画・調査委託の共同発注	ストックマネジメント計画 (施設)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始			1		未着手					
		維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(処理場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始			1		D					
		維持管理業務の共同発注	保守点検業務の共同化(管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					D					
		台帳システムの共同化	設備台帳(処理施設、ポンプ場)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					D					
		台帳システムの共同化	施設台帳 (管渠)	〇〇〇、×××	×××	実現可能性の検討 発注方式等の検討	合意形成 共同発注の開始					未着手					
		人材育成の共同化	勉強会の開催	〇〇〇、×××	×××	下水道場の参加継続 上記以外の合同勉強会の実施						D					
	(1)	検討開始率 (メニューの進捗評価のうちD以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										31%	0%	0%	0%	0%	
(2)	合意形成率 (メニューの進捗評価のうちC以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										13%	0%	0%	0%	0%		
(3)	事業着手率 (メニューの進捗評価のうちB以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										13%	0%	0%	0%	0%		
(4)	事業開始率 (メニューの進捗評価のうちA以上のもの/取組中止を除いたメニュー数)										25%	0%	0%	0%	0%		
(5)	汚水処理施設の統廃合完了地区数 (過年度合計)																
	汚水処理施設の統廃合計画地区数																
	汚水処理施設の統廃合進捗										0%	0%	0%	0%	0%		
(6)	デジタル化の推進に関わる取組メニュー数 (過年度実績)																
(7)	PPP/PFIの推進に関わる取組数 (過年度実績)																
(8)	事業化中止数 (過年度実績)										0	0	0	0	0	0	
(9)	メニュー数 (過年度実績)										16	0	0	0	0	0	

図 2-15 進捗管理表の使用イメージ (出力シート)

3 下水道事業の広域化・共同化に関する取組み事例

3.1 広域連携事例の整理

下水道事業の広域連携事例を把握することを目的に、平成 28 年度に国土交通省下水道部では「下水道施設の維持管理等に係る地方公共団体相互間の連携状況に係る調査（以下、平成 28 年度国交省事例調査と称します）」を実施しました。

この調査で収集された広域連携事例は 461 事例ありました。

表 3-1 によると、地方自治法の共同処理制度を活用した広域連携は、延べ 295 事例あり、「事務の委託」を活用した広域連携が最多となっています。広域連携の内容としては、「隣接する団体への汚水処理の委託」、「災害時 BCP の共同策定」や「料金徴収業務の共同化」がありました。

なお、平成 25 年度に（公社）日本下水道協会により下水道事業の広域連携や他事業連携について事例調査が実施されており（以下、平成 25 年度下水道協会事例調査と称します）、山形県新庄市や長崎県波佐見町を含む 7 事例が紹介されています。

表 3-1 事例分類結果【地方自治法の共同処理制度】

項目	協議会	事務の委託	一部事務組合	広域連合	指定管理者	公の施設の 区域外設置	連携協約
事例数	12	228	22	2	1	25	5

※延べ事例数（複数の広域連携を実施している自治体もあります）

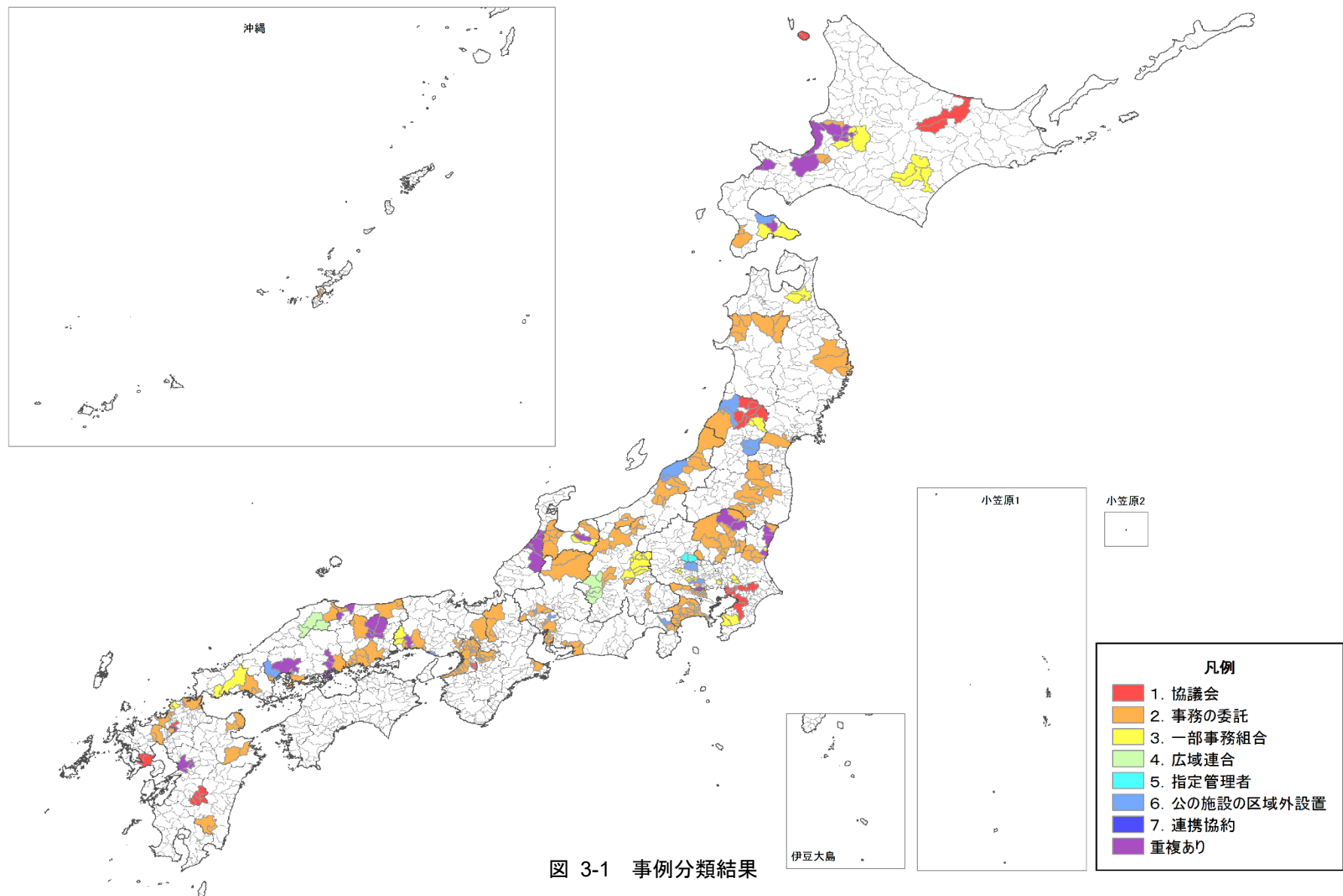


図 3-1 事例分類結果

3.2 掲載事例の抽出

本事例集に掲載する広域化・共同化の先進事例を抽出するにあたっては、まず、2.2 で示した「①広域化・共同化の検討主体（リーダシップ）」と、CAPD による広域化・共同化計画の着実な推進を念頭に、表 3-2、表 3-3 に示すとおり再編しました。

表 3-2 ①Plan～③Plan の事例の体系化

段階	①Plan		① Check	② Action	③ Plan
	連携形態形成	執行方法検討			
都道府県 主導	①北海道西天北地区4町村（広域連携の検討） ⑤宮城県吉田川流域（広域連携の検討）	③秋田県（汚泥の共同化） ⑧埼玉県（汚泥処理の共同化） ⑬長崎県（汚泥処理の共同化）	⑭愛知県 （進捗管理）		
大都市 主導	⑪石川中央都市圏域6町村（広域連携の検討） ⑰北九州都市圏域17市町（広域連携の検討）	⑫長崎市他（維持管理の共同化）			
中小都市 同士		⑬大阪府富田林市・河南町・太子町・ 千早赤阪村（庁内事務の共同化） ⑯愛媛県砥部町、松山市（汚水処理の 共同化）			
第3者 機関	④秋田県・湯沢市他1町・JS （持続的事業運営の共同検討）				

表 3-3 ④Do の事例の体系化

広域的・共同化 メニュー		④Do			
		都道府県主導	大都市主導	中小都市同士	第3者機関
ハード 対策	汚水処理の 共同実施	②東京都・八王子市 ③神奈川県・小田原市	②北海道旭川市ほか5町	⑭石川県白山市ほか3市町 ⑮岡山県津山市・美咲町・鏡野町 ⑯岡山市矢掛町・笠岡市 ⑰愛媛県松山市・砥部町	
	汚泥処理の 共同実施	③秋田県 ⑧埼玉県、県内単独公共下水道実 施市町		⑭石川県津幡町他2町	
ソフト 対策	施設の 広域監視		⑥山形県新庄市ほか5町 ⑫長崎県長崎市ほか4市町		
	計画・調査委託の 共同発注		⑭愛知県豊田市・岡崎市・安城 市・西尾市・知立市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子 町・千早赤阪村	⑱奈良県生駒郡 3町、JS
	水質検査・特定事業場 排水指導の共同発注		⑥山形県新庄市・金山町・最上 町・舟形町・真室川町・大蔵 村・戸沢村		
	維持管理業務の 共同発注	③ 秋田県	⑥山形県新庄市・金山町・最上 町・舟形町・真室川町・大蔵 村・戸沢村 ⑬大阪府富田林市・河南町・太 子町・千早赤阪村	⑱長崎県波佐見町、東彼杵町	⑲長野県下水道 公社
	災害時対応の 共同化	⑦栃木県・栃木県内市町 ⑨東京都（区部）及び区もしくは 東京都（流域）及び市町村		⑬大阪府富田林市・河南町・太子 町・千早赤阪村	
	庁内事務の 共同化		⑳奈良県橿原市・大和高田市	⑬大阪府富田林市・河南町・太子 町・千早赤阪村	